

No	項目	記載項番	質問内容	回答
1	仕様書 P. 6	第1章 総則 21. その他 (1)	「通信手順やデータフォーマット等をもれなく図書に記載すること。」とあるが、当社非公開情報が含まれるため、外部接続するインタフェース部分のみとしてよいか。	仕様書のとおりとする。 なお、本システムの引渡後、当県が本システムの展開及び拡張のために必要となる具体的な理由と部分を示して問い合わせた場合に、図書に記載のない情報について合理的な範囲内において当県が無償で提供を受ける権利を保有する条件で応札すること。
2	仕様書 P. 7	第2章 消防救急デジタル無線設備 2. 基本方針	「消防無線設備の仕様(送信出力、空中線等)は、既設設備を踏襲する」とあるが、和歌山市消防局の指令台においては同場所に設置している遠隔制御装置経由にて共通波音声の取り込みを行っており、この機能について踏襲するという認識でよいか。	本システムと和歌山市消防局に設置する遠隔制御装置との接続は、本工事の仕様範囲外である。
3	仕様書 P. 10	第2章 消防救急デジタル無線設備 4. 機能 (4) 発信者番号送信/局名表示機能 ②	「②遠隔制御装置(全県型)に表示される発信者番号を基にした移動局の局名等は、県庁南別館(調整本部)に整備される管理監視制御卓(若しくは各本部に整備される保守端末)から遠隔制御装置向けネットワークを介してデータ配信のうえ、追加、変更等の更新ができること」とあるが、県庁南別館(調整本部)に設置される遠隔制御装置(全県型)からのデータ配信という形でよいか。	仕様書に記載する機能をもれなく実現できれば、仕様書に記載する方式に限定しなくても差し支えない。
4	仕様書 P. 14	第3章 機器仕様 1. 無線回線制御装置 (1) 概要 ① 共通仕様 ウ.	「共通波(統制波・主運用波)での運用に於いては、当該無線通信チャンネルを任意の基地局無線装置で使用であっても、遠隔制御器から異なる基地局無線装置を選択することで、同じ無線通信チャンネルであっても別々の独立した複数の通信を、選択した基地局無線装置単位でできること。」とあるが、当社仕様では、同一グループ内の基地局については、基地局無線装置を使用した通信を終了後に同一グループ内の基地局を使用して通信可能としている。この仕様でよいか。	仕様書に記載のとおりとする。 なお、回線制御装置と基地局無線装置との接続が切れた場合は、接続できない基地局無線装置に対する遠隔制御機の操作が無効となるが、基地局無線装置で移動局の音声を折り返すことにより代替する。
5	仕様書 P. 14	第3章 機器仕様 1. 無線回線制御装置 (1) 概要 ① 共通仕様 ウ.	「遠隔制御器から異なる基地局無線装置を選択することで、同じ無線通信チャンネルであっても別々の独立した複数の通信を、選択した基地局無線装置単位でできること」について、遠隔制御器からの発呼のみ実施が可能としてよいか。	仕様書に記載のとおりで、原則として遠隔制御機からの発呼を想定している。 なお、回線制御装置と基地局無線装置との接続が切れた場合は、接続できない基地局無線装置に対する遠隔制御機の操作が無効となるが、基地局無線装置で移動局の音声を折り返すことにより代替する。
6	仕様書 P. 17	第3章 機器仕様 3. 遠隔制御機 (1) 遠隔制御装置(全県型) ① 遠隔制御部 イ. 構造	「19インチラックへの収納ができること」とあるが、デスクトップ型パソコンと送受話器の構成となるため、ラック収納ではなく机などへの設置としてよいか。	差し支えない。

7	仕様書 P. 17	第3章 機器仕様 3. 遠隔制御機 (1) 遠隔制御装置 (全県型) ③ 表示器 ア. 機能	「使用中の無線通信チャンネル及び基地局無線装置への誤操作による運用上の支障を回避するために、使用中の無線チャンネル及び基地局無線装置は操作不可とすること」とあるが、当社遠隔制御機においては、通話運用上の支障が生じない様に、通話が発生している基地局と周波数、並びに発信者番号を明示し、通話中である旨を表示する。但し、緊急時に送話が必要となる場面を想定して、使用中の無線チャンネルに対して割り込み音声送信を可能としているが、この仕様でよいか。	誤操作を防止するために、通話中であることを容易に確認できれば差し支えない。
8	仕様書 P. 20	第3章 機器仕様 4. 基地局無線装置 (2) 構造 ①	「制御部及び無線部への電源供給は二重化構造とする。」とあるが、当社装置では、制御部に対しては複数の電源ユニットから電源を供給することで、無線部については電源ユニット異常時は予備無線機に切り替えることで、それぞれ仕様書記載同等の電源冗長性を確保しているが、この仕様でよいか。	差し支えない。
9	仕様書 P. 24	第3章 機器仕様 7. 260MHz空中線 (3) 規格 ④ 無指向性高利得	仕様書記載のスペックからコーリニアアンテナと想定する。図面の新宮市消防本部北東側立面図と北山村役場のシステム系統図にはスリーブアンテナと記載されているが、コーリニアアンテナと考えてよいか。 図面P479 図面名：新宮市消防本部 北東側立面図 図面P488 図面名：北山村役場 システム系統図	お見込みのとおり、コーリニアアンテナが正しい。
10	仕様書 P. 27	第3章 機器仕様 11. 卓上型固定移動局 (3) 規格 ① 一般仕様	「連続使用時間 4時間以上 (送信1、受信1、待受8の繰り返し状態)」とあるが、「待受8」は「待受18」の誤記ではないか。	お見込みのとおり、「待受18」が正しい。
11	仕様書 P. 28	第3章 機器仕様 13. 車載型移動局	工事設計書のP3～P4の機器費には「車載型移動局 (デュアル単信)」とあるが、仕様書の記載にはデュアル単信の機能がない。当該装置は、仕様書記載通り、消防救急デジタル無線専用機を選定してよいか。	仕様書の記載に誤りがあり、アナログ無線部分の記載が欠損していた。 車載型移動局は、工事設計書の機器費に記載のとおりデジタル/アナログ両方の方式に対応する <b>いわゆるデュアル機</b> こととし、消防救急デジタル無線に加えて、F3E電波による防災相互通信用周波数 (158.35MHz) の送受信を可能とすること。 また、車載型無線装置用空中線として仕様書に記載した空中線に加えて、158.35MHzに整合した1/4λホイップ型空中線を取り付ける費用を計上して応札すること。
12	仕様書 P. 34	第5章 移行計画 1. 概要	「仮設回線は他の工事 (ネットワーク設備) にて準備する。」とあるが、既設ネットワークの中にある有線区間は仮設期間中も既設回線を継続利用すると考えてよいか。既設有線区間の回線は他の工事 (ネットワーク設備) にて構築される仮設回線に接続されると考えてよいか。 既設有線回線の回線種別及び利用可能帯域を示されたい。	既設有線区間は、NTT西日本のビジネスイーサワイドであり、本システムで使用可能な帯域は約10Mbpsとする。これを考慮して仮設回線を構築することとするが、具体的な提供方法については、着工後の協議により決定する。
13	仕様書 P. 34	第5章 移行計画 2. 移行作業	多重無線装置を更新するために必要となる迂回路 (LTE又は無線LAN) は、和歌山県消防救急デジタル無線システム・県多重無線網付帯設備再整備工事で準備する回線を利用するとの認識でよいか。	お見込みのとおり。 なお、本システムで使用可能なネットワーク帯域は最大で約10Mbpsとする。
14	仕様書 P. 34	第5章 移行計画 2. 移行作業	仕様書の移行作業にもある通り、迂回路でLTEを選択した場合、SLAはキャリア (LTE回線) の仕様に準拠することよいか。	本システムで使用可能なネットワーク帯域が最大で約10Mbpsとして仮設回線を構築するが、具体的な提供方法については、着工後の協議により決定する。

15	仕様書 P. 34~P. 36	第5章 移行計画	当社納入機器は、更新後のネットワーク体系の中で、指示されたIPアドレスを書き込んだうえで、納入することとしてよいか。	差し支えない。
16	工事設計書 P. 8	第4-1 内訳書 発生品収集運搬処分費	産業廃棄物処理費 混合廃棄物 機器類・ケーブル類 11.3 tの内訳を示されたい。	混合廃棄物としては、本工事で発生する撤去機器及び撤去材料（同軸ケーブル、各種ケーブル、金物類等）を計上している。図面及び設計書から判断して必要な費用を計上して応札すること。 なお、詳細については請負者に開示するが、設計数量から大きく変更しなければならない場合は、設計変更の対象とする。
17	その他		各施工箇所において建築物等の解体や改修工事等を行う必要がある場合、石綿含有建材の有無の調査結果の提供があるか。提供がない場合の調査と対策は設計変更の対象となるか。	石綿含有建材の調査については、法令に従って請負者が実施すること。 参考として、建設時期から考えて調査対象になると思われる施設を別添に示すので、各施工箇所における施工内容を考慮して必要となる調査費用を計上して応札すること。 但し、石綿含有建材の処分費用及びやむを得ない事情により想定外の調査が必要になった場合の調査費用は、設計変更の対象とする。
18	その他		石綿障害予防規則などで昨年10月より工事前までに石綿有無の調査が必要となった。原則として平成18年9月以前に着工した建物が調査の対象となる。調査対象建築物の提示は可能か。また、撤去が必要となった場合は、契約変更または別契約と考えてよいか。	参考として、建設時期から考えて調査対象になると思われる施設を別添に示すので、各施設における施工内容を考慮して必要となる調査費用を計上して応札すること。 但し、石綿含有建材の処分費用及びやむを得ない事情により想定外の調査が必要になった場合の調査費用は、設計変更の対象とする。